

令和6年9月30日開催

令和6年度
燕市農業委員会第7回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第7回総会 議事録

1. 開催日時 令和6年9月30日(月曜日)
午前9時30分～午前10時7分

2. 開催場所 燕市役所 つばめホール

3. 出席委員(24名)

1番 小川 芳秀	11番 矢澤 実	21番 五十嵐 博子
2番 片桐 正敏	12番 荻原 一郎	22番 笹川 勇雄
3番 和田 正春	13番 藤田 浩介	23番 小杉 祥子
4番 遠藤 忠夫	14番 長谷川 治仁	24番 三浦 哲郎
5番 瀬戸 一義	15番 山浦 博	25番 澁木 誠治
6番 阿部 恵作	18番 玉木 美奈子	26番 江口 保
7番 山田 直子	19番 澤口 隆行	
8番 岩野 稔	20番 土田 喜七	
9番 山崎 登美雄		
10番 江辺 耕一		

4. 欠席委員

欠席 2名 16番 金山 吉夫、17番 府中 英則
欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について

報告第14号 農地転用事実確認願について

報告第15号 農地の転用事実に関する照会について

(4) 議事

議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 33 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第 34 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第 35 号 燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議案第 36 号 燕市農業委員会委員の辞任同意について

議案第 37 号 燕市農業委員会委員の辞任同意について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 加藤 篤聡 次長 広瀬美佳子 主任 波多野見保

7. 総会議長

和田 正春 （会長）

8. 議事録署名委員

6 番 阿部 恵作 7 番 山田 直子

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の委員の欠席は、議席番号 16 番金山 吉夫 委員、議席番号 17 番 府中 英則委員であります。</p> <p>各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p> <p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は 24 名であります。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第 7 回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程 2 の議事録署名委員の選任についてであります。議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の 2 名を指名致します。</p> <p>議席番号 6 番 阿部 恵作 委員及び</p> <p>議席番号 7 番 山田 直子 委員にお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、日程 3 の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第 13 号から第 15 号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第 13 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）について」の報告であります。</p> <p>中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号 26 番 吉田本町の田、計 4 筆、19,681 m²、所有者の都合に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 14 号「農地転用事実確認願について」であります。</p> <p>受付番号 2 番 柚木字善九郎の田、計 5 筆、3,673 m²、転用目的は家具店舗建築敷地、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第 24 号、令和 6 年 9 月 10 日であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 15 号「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p>

事務局	<p>受付番号 9 番 杉柳字前田の田畑、計 2 筆、499 m²、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無は有り。令和 6 年 2 月 28 日、燕農委第 15380 号、農地法第 5 条、住宅。現状回復命令の有無は無し。農用地区域外であります。</p>
事務局	<p>受付番号 10 番 大川津字島畑の畑、1 筆、30 m²、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無は無し。許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。現状回復命令の有無は無し。農用地区域外であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。</p>
議 長	<p>それでは、議案第 31 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 31 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 4 番 分水旭町四丁目の畑、1 筆、116 m²、転用目的は、車庫敷地。位置図・土地利用計画図は、議案資料 1 頁をご覧ください。</p> <p>相続により当該地を取得しましたが、車庫が建てられている土地が農地であることが判明し、申請するものです。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>なお、始末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る 9 月 20 日、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果</p>

	<p>内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>9月20日、午前9時30分より、市役所301会議室で、第2事前審査委員会、出席委員12名による審査を行いました。審査会では、事務局が始末書を読み上げ、これを確認しました。審査の結果「農地法第4条の規定による許可申請」1件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「許可」とする事でご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議長	<p>それでは議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号36番 吉田西太田字札木の畑、1筆、165㎡、転用目的は宅地分譲(1区画)。契約内容は売買、令和6年12月31日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料2頁をご覧ください。</p> <p>不動産業を営んでおり、南吉田駅に近く、国道116号にも近い当該地を購入し、宅地分譲地(1区画)を整備するものです。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号37番 花見字諏訪ノ越の田、計4筆、1,506㎡、転用目的は盛土化工事に伴う搬入搬出路。契約内容は賃貸借、令和6年12月27日までの一時転用。位置図・土地利用計画図は、議案資料3頁をご覧ください。</p>

	<p>JR 弥彦線 西燕・燕間において、橋りょうの盛土化工事のため、重機の搬入搬出路が、JR の用地のみでは不足するため、当該地を借受け一時転用するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 38 番 燕字荒床の田、計 2 筆、2,042 m²の内 351.5 m²、転用目的は盛土化工事に伴う搬入搬出路。契約内容は賃貸借、令和 6 年 12 月 27 日までの一時転用。位置図・土地利用計画図は、議案資料 4 頁をご覧ください。</p> <p>JR 弥彦線 西燕・燕間において、橋りょうの盛土化工事のため、重機の搬入搬出路が JR の用地のみでは不足するため、当該地を借受け一時転用するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 39 番 松橋字南の田、計 5 筆、2,172 m²、転用目的は駐車場 52 台。契約内容は売買、令和 7 年 6 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 5 頁をご覧ください。</p> <p>業務用庖丁の製造、販売を営んでおりますが、既存の駐車場が狭く工場の出入りに不便が生じているため、当該地を購入し従業員と大型車用の駐車場 52 台を整備するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 40 番 小高字内畑の畑、1 筆、414 m²、転用目的は現場事務所及び駐車場。契約内容は賃貸借、令和 7 年 3 月 31 日までの一時転用。位置図・土地利用計画図は、議案資料 6 頁をご覧ください。</p> <p>国道 8 号線の道路拡幅工事のため、当該地を借受け、現場事務所及び駐車場として一時転用するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地</p>

	<p>であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 41 番 東太田字出口の田、計 4 筆、2,076 m²、転用目的は宅地分譲 9 区画。契約内容は売買、令和 7 年 3 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 7 頁をご覧ください。</p> <p>不動産業を営んでおり、幹線道路に接し交通の便も良い当該地を購入し、宅地分譲地 9 区画を整備するものです。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 42 番 吉田宮小路字島廻の田、計 2 筆、5,925 m²、転用目的は宅地分譲 24 区画。契約内容は売買、令和 7 年 4 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 8 頁をご覧ください。</p> <p>不動産業を営んでおり、当該地を購入し、宅地分譲 24 区画を整備するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査会では、転用面積が 3,000 m²を超える案件について、現地で事務局の説明を受けました。審査の結果「農地法第 5 条の規定による許可申請」7 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告</p>

	<p>のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。なお、只今異議なしとした農地法第5条の許可について、転用面積が3,000㎡を超える案件については、許可相当として県常設審議委員会への諮問のあと、許可と致します。</p>
議長	<p>次に議案第33号の審議となりますが、私が関係する案件が含まれるため、ここで議事の進行を長谷川職務代理と交代致します。</p>
職務代理	<p>それでは、議案第33号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第33号「農用地利用集積計画(案)の決定について」であります。利用権設定であります。新規設定のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号6番 大関字東川根の田、計2筆、1,926㎡、設定期間は令和21年10月7日までの15年になります。以下、対価はお読み取り下さい。</p>
事務局	<p>受付番号7番 米納津字四十石、他の田、計4筆、7,731㎡、設定期間は令和21年10月7日までの15年になります。</p> <p>なお、関係委員の案件として、再設定の受付番号9番、10番に和田委員の案件があります。</p> <p>説明は以上です。</p>
職務代理	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第2事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である受付番号9番、10番を除いて、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、農業経営基盤強化促進法による利用権の新規設定2件、関係委員の案件である2件を除く再設定1件、異議がなかった事を報告します。</p>
職務代理	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>

	(質疑なし)
職務代理	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「決定」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
職務代理	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。
職務代理	それでは、関係委員である、議席番号3番 和田正春委員は退室願います。 (関係委員 退室 午前9時50分)
職務代理	それでは、関係委員の案件である受付番号9番、10番について、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、受付番号9番、10番について、異議がなかったことを報告致します。
職務代理	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
職務代理	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
職務代理	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。
職務代理	関係委員は、入室願います。 (関係委員 入室・着席 午前9時52分)
職務代理	退席された委員に報告します。関係委員の案件につきましては、「決定」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。 ここで議事の進行を議長にお返し致します。
議長	それでは、議案第34号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計

	画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。
事務局	議案第 34 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。
事務局	はじめに公社借入の 10 年の農用地利用集積計画であります。利用権の設定を受ける者は全て新潟県農林公社です。議案につきましては、事前配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。 受付番号 144 番 庚塚字表の田、1 筆、2,034 m ² 、設定期間は令和 16 年 12 月 31 日までの 10 年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。 10 年の公社借入は、3 件、18 筆、13,490 m ² となります。
事務局	続きまして、公社貸付の 10 年の農用地利用集積計画であります。受付番号 91 番 庚塚字表、他の田畑、計 18 筆、13,490 m ² 、設定期間は令和 16 年 12 月 31 日までの 10 年であります。説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、農地中間管理事業の集積計画公社借入 3 件、公社貸付 1 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積計画を「決定」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画を「決定」とする事に決しました。

議 長	次に、議案第 35 号「燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	<p>議案第 35 号「燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」であります。</p> <p>農振計画の変更にあたり、意見の照会を求めるものであります。</p> <p>こちらにつきまして、担当課である農政課に交代して、説明をいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農政課：説明)</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	担当課より説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、農地の用途変更 2 件、意見は特になかった事を報告します。
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、特に意見がなかったことから、「計画の変更についてはやむを得ない」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「計画の変更についてはやむを得ない」とする事に決しました。
議 長	次に議案第 36 号「燕市農業委員会委員の辞任同意について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	<p>議案第 36 号「燕市農業委員会委員の辞任同意について」であります。</p> <p>令和 6 年 9 月 2 日付けで、議席番号 16 番 金山吉夫委員より、燕市長宛に「辞任願」の提出がありました。</p>

	<p>金山委員は、体調不良により、今後農業委員の職務を遂行できないというご自身の判断から、今回の辞任願の提出となったものです。</p>
事務局	<p>農業委員会等に関する法律第13条では、「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」と規定されていることから、9月総会において辞任の同意をお願いするものであります。本総会での辞任同意後、市長による辞任同意決裁日をもって、金山委員の辞任が認められることとなります。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、金山委員の辞任願について、異議が無かったことを報告します。</p>
議長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、辞任同意願いについて「同意」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり金山委員の辞任同意願について「同意」とする事に決しました。</p>
議長	<p>次に議案第37号「燕市農業委員会委員の辞任同意について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第37号「燕市農業委員会委員の辞任同意について」であります。</p> <p>令和6年9月9日付けで、議席番号17番 府中英則委員より、燕市長宛に「辞任願」の提出がありました。</p> <p>府中委員は、体調不良により、今後農業委員の職務を遂行できない</p>

事務局	<p>というご自身の判断から、今回の辞任願の提出となったものです。</p> <p>農業委員会等に関する法律第13条では、「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」と規定されていることから、9月総会において辞任の同意をお願いするものであります。本総会での辞任同意後、市長による辞任同意決裁日をもって、府中委員の辞任が認められることとなります。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、府中委員の辞任願について、異議が無かったことを報告します。</p>
議長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、辞任同意願いについて「同意」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり府中委員の辞任同意願いについて「同意」とする事に決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。なお、議案第33号、第34号の案件につきましては、<u>10月7日</u>の告示により効力が発生する事になります。</p> <p>これにて、燕市農業委員会第7回総会を閉会致します。</p> <p>(終了時刻 午前10時7分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年9月30日

総会議長 和田正春

議事録署名委員 阿部恵作

議事録署名委員 山田直子
